

## 理工系分野における女性活躍促進調査・研究業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する「理工系分野における女性活躍促進調査・研究業務委託」を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

理工系分野における女性活躍促進調査・研究業務委託

### 2 調査の目的

栃木県内に所在する製造業又はソフトウェア業を営む企業のうち、研究・技術開発部門（機能）を有する企業（以下、この調査において「理工系企業」という。）における、研究・技術開発職の女性人材の活用実態及び当該企業に従事する研究・技術開発職の女性の勤務環境やキャリア形成に関する意識等を把握する。

また、理工系企業に研究・技術開発職として就職を希望する女子学生の就職先決定及びキャリア形成に関する意識を把握する。さらには、高校生の理工系学部への進学（又は理工系企業への就職）に関する意識を把握する。

もって、本県の理工系企業に勤務する研究・技術開発職の女性人材の増加を図るとともに、キャリア形成を支援し活躍促進を図るための基礎資料とすることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和3（2021）年10月29日まで

### 4 本委託において実施する調査

(1) 高校生を対象とするアンケート調査（6月予定）※甲が実施 1,000人程度

(2) 理工系企業を対象とする調査（7～8月）

ア 企業の人事管理部門に対する郵送によるアンケート調査 200社程度

イ アで回答のあった企業の人事担当者に対するヒアリング調査 10社程度

ウ アで回答のあった企業に勤務する研究・技術開発職の女性に対するヒアリング調査 10人以上

(3) 大学生等を対象とするヒアリング調査（7～8月）

理工系企業へ就職を希望する本県出身の女子学生等（県内大学等及び県外大学）合計 10人程度

### 5 委託内容

(1) 理工系企業を対象とするアンケート調査の実施に係る業務

ア 調査対象企業は甲が指定する。

イ 調査項目は次表の2種類とする。

**A項目** 必須とするが、乙の提案により甲乙が協議の上、設問の追加・修正を可能とする。

①企業・事業所等の現況

項目	区分
企業全体の総常用労働者数	男女別
県内事業所の総常用労働者数	男女別
県内事業所の研究・技術開発職に係る項目	男女別とし、さらに次の区分で設問を行う。 ・任期の有無別人数 ・年齢階層別人数 ・平均勤続年数（正社員のみ） ・管理職人数、職階ごとの平均年齢

②研究・技術開発職の採用状況

項目	区分
採用方法	本社一括、事業所の裁量による採用の有無、事務所裁量による採用がある場合はその内容
採用実績（令和元年度）	男女別の学歴別、新卒・既卒別人数
令和元年度採用者の雇用形態別人数	男女別の任期の有無別人数

**B項目** 次の内容を把握する設問とし、乙の提案により甲乙が協議の上、決定する。

- ① 調査対象企業における現段階での研究・技術開発職の女性の能力発揮に関する認識
- ② ①に関して現在講じている取組
- ③ 調査対象企業における研究・技術開発職の女性の採用数や能力発揮に向けた考えや取組の方向性
- ④ 研究・技術開発職の女性人材活用や能力発揮を促進するため県に要望する施策

ウ 乙は、甲が提供する県仕様封筒に宛名ラベルを貼付し、発送用封筒を作成する。

エ 甲は、調査協力依頼状データを乙に提供することとし、乙が印刷を行う。

オ 乙は、甲と協議の上、返信用封筒を作成し印刷を行う。

カ 乙は、発送用封筒に、調査協力依頼状及び調査票、返信用封筒を封入して乙の費用負担により概ね7月上旬までに発送する。なお、返信先は乙とし、返信に係る費用は乙の負担とする。

キ 乙は、調査票回収期間中に記入方法等の問い合わせに対応するものとする。また、電子データによる回答の希望があった場合は、調査票等の電子データの送付を当該企業に行うものとする。

ク 乙は、調査票回収期間中に未回答の企業に対し督促を行い、回収率の向上に努めるものとする。

ケ 調査票の回収は概ね8月上旬までに完了させるものとする。

コ アンケート実施に係る栃木県統計調査条例に基づく協議及び統計法に基づく届出手続きは甲が行う。

## (2) ヒアリング調査の実施に係る業務

### ア 理工系企業を対象とするヒアリング調査

(ア) 乙は、(1)イに掲げるアンケート調査の回答企業のうち、甲と協議してヒアリング調査対象企業を選定する。

(イ) 乙は、能力開発や人事に関する業務を担当する社員にヒアリング調査日時等の予約を行う。また、ヒアリングを行う研究・技術開発職の女性社員の推薦も依頼し、内諾を得るものとする。なお、複数の女性社員の推薦があった場合は、可能な範囲でヒアリング対象者とするものとする。

(ウ) 乙は(イ)の結果を甲に報告し、甲は調査協力依頼状を対象企業に発送し正式依頼とする。

(エ) 企業に対するヒアリング内容は、(1)イに掲げるアンケート調査の回答に関するものその他、先進的取組や意見がある場合はその内容を聞き取るものとする。

(オ) 研究・技術開発職の女性に対するヒアリング内容は、次の内容を把握する項目とし、乙の提案により甲乙が協議し決定する。

- ① 理工系企業への就職をした(大学等の進路を選択した)経緯
- ② 仕事と家庭の両立やキャリアプランに関する意識
- ③ 能力発揮に向けた県や企業に対する要望

(カ) ヒアリング調査は、オンライン利用又は訪問によるものとし、8月下旬までに調査を終了させるものとする。なお、調査対象企業の下承を得た場合は、ヒアリングに先立って事前アンケート票の送付を可能とする。

### イ 大学生等を対象とするヒアリング調査(7~8月)

(ア) 調査対象者は甲が指定する。

(イ) 乙は、調査対象者にヒアリング調査日時等について内諾を得るものとする。乙は、その結果を甲に報告し、甲は調査協力依頼状を対象者及び対象者の在籍する大学等の代表者(又は担当者)に発送し正式依頼とする。

(ウ) ヒアリング内容は、次の内容を把握する項目とし、乙の提案により甲乙が協議し決定する。

- ① 理工系大学等の進路を選択した経緯
- ② 理工系企業の就職先選定の条件(本県立地企業への意欲を含む)
- ③ 仕事と家庭の両立に関する意識やキャリア形成への希望
- ④ 就職活動支援に関する県への要望

(エ) ヒアリング調査は、オンライン利用又は訪問によるものとし、8月上旬までに調査を終了させるものとする。なお、調査対象者の下承を得た場合は、ヒアリングに先立って事前アン

ケート票の送付を可能とする。

### (3) アンケート調査及びヒアリング調査の取りまとめに係る業務

乙は、次表のとおり、取りまとめを行うものとする。ただし、乙の提案により甲乙協議の上、集計区分等を変更することを可能とする。使用するソフトは、Excel 又は Word とする。

取りまとめ対象	取りまとめ方法	集計期限の目安
高校生を対象とするアンケート（※1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設問ごとに単純集計（男女別）及びクロス集計（男女別・学科別）</li> <li>・実数及び比率による</li> <li>・記述式回答が設問にある場合は意見を列記</li> </ul>	単純集計：7月下旬 クロス集計：8月上旬 記述式回答部分については8月下旬
5（1）に掲げる理工系企業を対象とするアンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設問ごとに単純集計及び属性別クロス集計（企業規模、業種）</li> <li>・実数及び比率による</li> <li>・記述式回答が設問にある場合は意見を列記</li> </ul>	単純集計及び記述式回答部分：8月下旬 クロス集計：9月上旬
5（2）アに掲げる理工系企業を対象とするヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業別に人事担当者と女性社員のヒアリング内容を適切にとりまとめる</li> </ul>	9月上旬
5（2）イに掲げる大学生等を対象とするヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生ごとにヒアリング内容を適切にとりまとめる</li> </ul>	9月上旬

※1 高校生を対象とするアンケート調査

調査対象高校、調査項目（設問）及び調査票については甲が栃木県教育委員会と調整の上作成し、甲が配布及び回収を行う。（回収完了時期：7月中旬予定）

### (4) 調査研究の実施

乙は、5（1）及び（2）に掲げるアンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、次の目的を達成するための研究を行い、令和4（2022）年度以降に甲が実施する施策の参考となる提案を行うものとする。

ア 女子中・高生の理工系への進路選択を促進すること

イ 理工系学部に進学した女子学生が本県に立地する理工系企業へ就職することを促進すること

ウ 理工系企業の研究・技術開発職の女性が家庭と仕事の両立のもと、キャリア形成を図り能力を十分に発揮すること

## (5) 報告書原稿の作成

- ア 乙は(3)の集計結果及び(4)の提案を甲と協議の上取りまとめ、調査研究報告書及び調査結果概要版の原稿をExcel又はWordにより作成する。
- イ 調査研究報告書はA4判で概ね100ページ以内、調査結果概要版はA4判で8ページ以内とする。

## (6) 業務完了報告書の提出

- ア 乙は、委託業務完了報告書及び次の成果品を令和3(2021)年10月29日(金曜日)までに甲へ提出する。
  - (ア) 個別データを入力したものを、OSにマイクロソフト社製Windowsを使用するパソコンで読み込みが可能な形式で保存した記録メディア 1組
  - (イ) 単純集計表・クロス集計表等を保存した記録メディア 1組
  - (ウ) 調査研究報告書原稿及び調査結果概要版原稿をWord又はExcelで保存した記録メディア 1組
  - (エ) アンケート調査票全て
- イ 甲は、成果品が提出されたときは、速やかに検査を行う。
- ウ 提出した成果品に修正箇所があることが判明したときは、乙は甲の指定する日までに修正を行い再提出するものとする。

## (7) 業務打ち合わせの実施

本業務の実施のための打ち合わせを業務受託時に1回、中間打ち合わせとして2回実施する。

## 6 その他

### (1) 業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

### (2) 成果品に関する権利

本仕様書に定める成果品の提出後の利用に係る権利は甲に所属する。

### (3) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施する者とする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

### (4) 委託料の支払時期

委託料の支払時期は、4(6)イの検査に合格し、乙から委託料の請求を受けた後に精算払とする。

(5) 調査データ等の機密保持及び個人情報の保護

ア 乙は、本調査により得られたデータ等全てについて、本調査の目的以外に使用・流用等をしてはならない。

イ 乙は、本調査により得られたデータ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもってあたなくてはならない。また、委託業務に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならず、委託業務完了後も同様とする。

ウ 調査書類等を破棄・処分するときは、業務責任者の立ち会いのもと、細心の注意をもって実施するとともに、終了後、その旨を遅滞なく文書をもって甲に報告するものとする。

エ 乙は、委託業務による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(6) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和8（2026）年度末日まで保管しなければならない。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が乗じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。